平成２３年（フ）第７７６号
千葉市緑区大木戸町426番地３
債務者　田中　正則
１　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７７７号
千葉市緑区大木戸町426番地３
債務者　田中由紀子
１　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７９５号
千葉県市原市ちはら台東３丁目１番地８シティハイムちはら台201
債務者　加藤　正利
１　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７９６号
千葉県市原市ちはら台東３丁目１番地８シティハイムちはら台201
債務者　加藤　　恵
１　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８０９号
千葉県市川市南八幡３丁目２番６号　第一東ハイツ207号
債務者　秋元　健嗣
１　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８１３号
千葉県市原市五井中央西２丁目24番地52
債務者　土屋　照子
１　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８１４号
千葉県市原市五井中央西２丁目24番地52
債務者　土屋　隆大
１　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８２２号
千葉県八千代市八千代台北12丁目５番19号
債務者　亀山セナイダこと　ＫＡＭＥＹＡＭＡ　ＺＥＮＡＩＤＡ　ＤＯＣＴＯＬＥＲＯ
１　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８５２号
千葉県船橋市上山町２丁目373番地１　第２メゾン上山１号
債務者　手嶋　美穂
１　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８８０号
千葉県市川市南行徳１丁目３番７―403号　ホワイト・コースト壱番館
債務者　関口　亜紀（旧姓佐藤）
１　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８９２号
千葉市緑区誉田町２丁目２番地35　誉田２丁目団地東１棟204号
債務者　ホセインサベールこと　ＨＵＳＳＡＩＮ　ＳＡＢＩＲ
１　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３３号
北海道苫小牧市拓勇西町６丁目11番地の20
債務者　吉田　由江
１　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第２４０号
秋田市牛島西２丁目４番10―23号
債務者　佐藤　　勇
１　決定年月日時　平成23年８月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４１号
秋田市牛島西２丁目４番10―23号
債務者　佐藤　玲子
１　決定年月日時　平成23年８月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５９号
秋田市泉北２丁目９番13号
債務者　牧野　町子
１　決定年月日時　平成23年８月３日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７４号
秋田県男鹿市船越字寺後13番地２
債務者　佐々木久子
１　決定年月日時　平成23年８月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７８号
秋田市旭南３丁目10番15号　旭南ハイツ301
債務者　吉田　里織
１　決定年月日時　平成23年８月３日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
秋田地方裁判所民事第２部